

技能実習と育成就労の違い

	技能実習	育成就労
目的	技術を持ち帰り母国に貢献する	スキルを用いて日本で活躍する
受け入れ 可能業種	90職種（165作業）	自動車運送業・航空を除いた 17分野 （2027年度追加予定の3分野については未定）
受け入れ 可能枠	受入れ企業の常勤職員数に応じる	上限数を設定予定
転職	ほぼ不可能 （やむを得ない事情が確認できた場合のみ可能）	最短1年就業後に可能
転職者の受け入れ 人数の制限	なし	あり
在留期間	最長5年	最長3年
転籍による受け入れ 初期費用負担の配分	なし 転籍がほぼ不可能のため	あり 転籍前の企業が負担した 初期費用を分配
管理者	組合が管理	管理支援機関が管理
日本語能力	第1号技能実習 第2号技能実習のみ基準あり ※日本語能力は不問	技能検定試験の基礎級や 一定水準以上の日本語 能力試験の合格が必要
企業による 日本語教育	規定なし	企業負担で 100時間以上必要
外国人本人の 送り出し機関に支払う 費用の上限	特になし	月給2か月分まで